

調査対象	261者
回収	187者
回収率	71.6%
前回対象	162者

法務・コンプライアンス部門向け ― 改正法対応版
個人情報保護委員会事務局 令和8年8月19日公表

オプトアウト届出事業者 に対する実態調査

オプトアウトは「届出して終わり」ではない

― 令和7年度調査結果の要点と、取得から停止までの継続的な統制 ―

調査対象261者／回収187者（71.6%）

弁護士法人三宅法律事務所

渡邊 雅之

本資料は公表資料に基づく解説用のものです。

本調査から読み取るべき5つのポイント

「公開情報＝自由利用」でも「届出済み＝安全圏」でもない。本資料は調査結果であると同時に、今後の監督ポイントの予告編でもある。

01

届出事業者は261者へ急増、回収率は低下

前回（令和4年度）162者から約1.6倍。回収率は88.9%→71.6%となり、未回答74者の存在自体が今後の追加調査の対象となり得る。

02

情報源はほぼ「公開情報」、ただし保有規模は大きい

約9割（170者）が書籍・新聞・HP・登記・官報等の公開情報から取得。一方で1,000万人超を保有する事業者が21者。

03

提供先の確認は道半ば

提供先の本人確認手続等は62.0%、利用目的の確認は73.8%。提供実績のある129者で見ても、それぞれ約3割・約1割が未実施。

04

「本人が容易に知り得る状態」はHP掲載だけでは足りない

185者が何らかの対応済みだが、掲載場所・導線の具体性を欠く回答が見られた。

05

委員会は注意喚起にとどまらず、追加調査と権限行使を予告

具体性のない回答・無回答の事業者について、追加調査を実施し、必要に応じて法に基づく権限行使も検討するとされた。



PART 1

制度と調査の全体像

1

何が許され、何が許されないのか。そして、委員会は何を、誰に、どう聞いたのか。

オプトアウトによる第三者提供とは（法27条2項）

本人の同意を得ずに個人データを第三者提供できる例外。次の手続を全て満たすことが要件となる。

① あらかじめ通知等

法定事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く

② 委員会へ届出

提供する個人データの項目・取得方法・提供方法・停止の求めの受付方法等

③ 委員会が公表

届出事項は委員会のサイトで公表される

④ 停止の求めへ対応

本人の求めがあれば、当該本人が識別される個人データの提供を停止

制度の入口は「届出」だが、実務では取得・公表・提供先管理・停止対応までが一体として見られる。

オプトアウトで提供できないもの

- 要配慮個人情報
- 法20条1項に違反して取得された個人情報を含む個人データ（不正の手段による取得）
- オプトアウトにより提供を受けた個人データ（再提供の禁止）

本調査で確認された義務

- 第三者提供の記録の作成・保存（法29条・規則20条）
- 受領時の確認・記録（法30条・規則22条ほか）
- 適正取得（法20条）・不適正利用の禁止（法19条）

そもそも、個人データを第三者に渡せるのはどの場合か

① 本人の同意（オプトイン）

第27条第1項本文

あらかじめ本人の同意を得る。原則形。同意の取得・記録は事業者の負担となるが、対象データの制限はない。

② 法令に基づく場合等の例外

第27条第1項各号

法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護に必要で本人同意が困難な場合、公衆衛生・児童の健全育成、国の機関等への協力など。

③ オプトアウト

第27条第2項

本人の同意を得ずに提供できる例外。通知等・届出・公表を行い、本人の求めがあれば停止する。対象データに制限がある。

④ 第三者に該当しない場合

第27条第5項

委託、事業の承継、共同利用。そもそも「第三者提供」に当たらないため、同意も届出も不要（ただし別途の規律がある）。

⑤ いずれにも当たらない提供

—

第27条第1項違反。改正後は課徴金対象行為にも位置付けられる。

本資料が扱うのは③。同意を取らずに提供できる代わりに、手続と継続的な運用が求められる仕組みである。

オプトインとオプトアウト — 本人の関わり方が逆になる

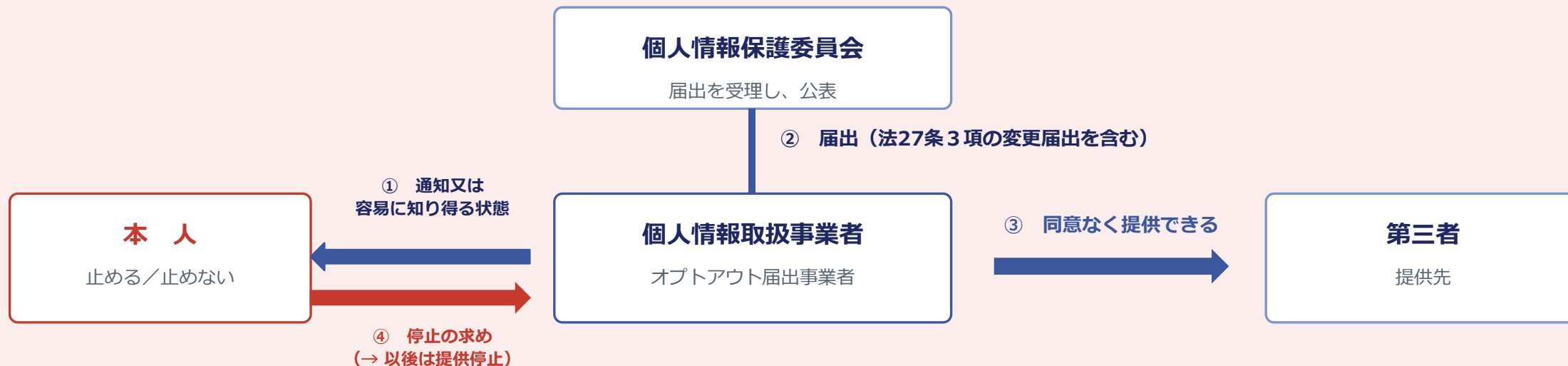
オプトイン（第27条第1項本文） — 提供の前に、本人の「はい」が要る

本人が「入口」に立つ



オプトアウト（第27条第2項） — 先に提供が始まり、本人は「止める」側に回る

本人は「出口」でしか関与できない



※ 要配慮個人情報、不正取得された個人データ、オプトアウトにより提供を受けた個人データは提供できない（改正後は特定生体個人情報も除外）。

オプトイン／オプトアウト 比較表

観点	オプトイン（第27条第1項）	オプトアウト（第27条第2項）
本人の同意	必要（提供の前に取得する）	不要
本人の関与	提供するかどうかを決める（入口）	提供を止めるよう求める（出口）
事前の手続	同意の取得・記録	本人への通知又は容易に知り得る状態＋委員会への届出、委員会による公表
提供できるデータ	制限なし（利用目的の範囲内であること等は別途必要）	要配慮個人情報、不正取得された個人データ、オプトアウト受領データは不可（改正後は特定生体個人情報も不可）
届出内容の変更	—	あらかじめ又は遅滞なく届出が必要（第27条第3項）
記録義務	第29条・第30条の記録	同左。オプトアウト提供でも記録は必要（改正後は確認事項が追加される）
本人からの停止	同意の撤回・利用停止請求等	求めがあれば提供を停止する義務（第27条第2項）
主な実務負担	同意取得の設計と証跡の管理	公表の維持、提供先の管理、停止対応、記録の継続的な運用
令和8年改正での変化	同意規制の柔軟化（統計作成等の特例など）	提供先の確認義務（第27条第7項）、記録事項の追加、対象データの縮小

オプトアウトは「同意を取らなくてよい制度」ではなく、「同意に代わる手続と継続的な運用を引き受ける制度」である。

オプトアウトは、濫用のたびに手続を積み増されてきた制度

平成26年

ベネッセ事案

- 業務委託先の元社員が顧客情報を不正に取得し、約3,504万件を名簿事業者に売却
- 名簿事業者が、本人が認知し得ないオプトアウトの方法で他の名簿事業者へ拡散させていたことが判明
- これがオプトアウト手続の厳格化の契機となった

平成27年改正

届出・公表と確認記録義務

- 通知等事項を個人情報保護委員会にあらかじめ届け出る義務を新設。委員会が届出事項を公表
- 通知等事項に「本人の求めを受け付ける方法」を追加
- 要配慮個人情報をオプトアウトの対象から除外
- 第三者提供時・受領時の確認・記録義務を新設（現行法29条・30条）

令和2年改正

抜け道の封鎖

- 法20条1項に違反して取得された個人データのオプトアウト提供を禁止
- オプトアウトにより提供を受けた個人データの再提供を禁止（名簿の玉突き転売の遮断）
- 届出事項に氏名・住所・代表者氏名、取得の方法等を追加。提供をやめた場合も届出
- 不適正利用の禁止（法19条）を新設

令和8年改正

提供先への視線

- 特殊詐欺の「闇名簿」対策を背景に、提供先の氏名等・利用目的の確認を義務化（27条7項）
- 提供先の虚偽回答の禁止、記録事項の追加、特定生体個人情報の除外
- 課徴金制度の導入と命令体系の再設計

平成29年度の委員会の実態調査（届出事業者約30者へのヒアリング）では、半数近くが同業者間で個人情報を取引しており、確認・記録義務を履行していない事業者も見られた。制度が積み増されてきたのは、こうした実態が繰り返し確認されてきたためである。

オプトアウト届出事業者は、現に指導・勧告・命令を受けている

令和6年1月

オプトアウト届出事業者3社に行政指導

名簿の取扱いに当たり記録を残していないなど不適切な取扱いが認められた。うち1社については、販売先が法に違反する行為を行う者にも名簿を転売する「転売屋（ブローカー）」だと認識していたにもかかわらず、意図的に用途を詳しく確認せずに販売した点が、不適正利用（法19条）に当たると指摘された。

令和6年9月

持出しデータを購入した名簿販売事業者

コールセンター事業者から個人データを不正に持ち出した元派遣社員が、その一部を名簿販売事業者に売却していた事案。不適正取得（法20条1項）、不適正利用（法19条）、違法な第三者提供（法27条1項）、受領時の確認義務違反（法30条1項2号）に当たるとして指導が行われた。

令和7年5月

初の緊急命令（勧告と併せて）

特殊詐欺グループへ名簿を販売していたとして、オプトアウト届出事業者である名簿販売事業者に対し、勧告を経ない緊急命令が行われた。警察からの情報提供を端緒に立入検査が実施され、違法な提供を行わないための体制整備も命じられた。委員会が緊急命令を発出した初めての事例。

令和7年度の監督の状況（年次報告）

- 報告徴収19件、指導及び助言455件、勧告2件、命令1件
- 勧告・命令事案として、名簿事業者2社の事案が紹介されている

本調査を読むうえでの含意

- 「注意喚起」は、執行の実例が既にある領域での予告である
- 問われたのは、記録の不存在と、提供先の用途を確認しなかったことであった

何を、誰に、どう聞いたのか

調査目的	法27条2項に基づく届出を行った事業者の法的義務の履行状況等の確認
調査方法	委託先（一般社団法人中央調査社）が全届出事業者へExcel調査票をメール送付（任意調査）
調査対象	オプトアウト届出事業者として登録のある法人・個人261者（令和7年11月末時点）
実施期間	令和8年1月8日（木）～2月20日（金）
調査事項	属性／届出内容の変更／個人データの取得／受領記録／要配慮個人情報／届出事項の公表／オプトアウト提供／知り得る状態／提供記録／その他（計10項目）

調査対象

261 者

前回162者

回収

187 者

前回144者

回収率

71.6 %

前回88.9%から大きく低下。未回答74者の存在自体が論点。

読み方のポイント

- 届出事業者は約1.6倍に増加。オプトアウトの届出が一部の名簿事業者だけの制度ではなくなりつつあることを示す（回答にはSaaS型データベース、医療・ヘルスケア、スタートアップ情報、人事異動情報など多様な事業が並ぶ）。
- 任意調査であり、回答は事業者の自己申告。委員会も「具体性がない回答や無回答」の存在を明示しており、本調査は実態把握の第一段階と位置付けられている。
- 前回調査（令和5年公表・N=120）との単純比較には母集団の違いに留意が必要。



PART 2

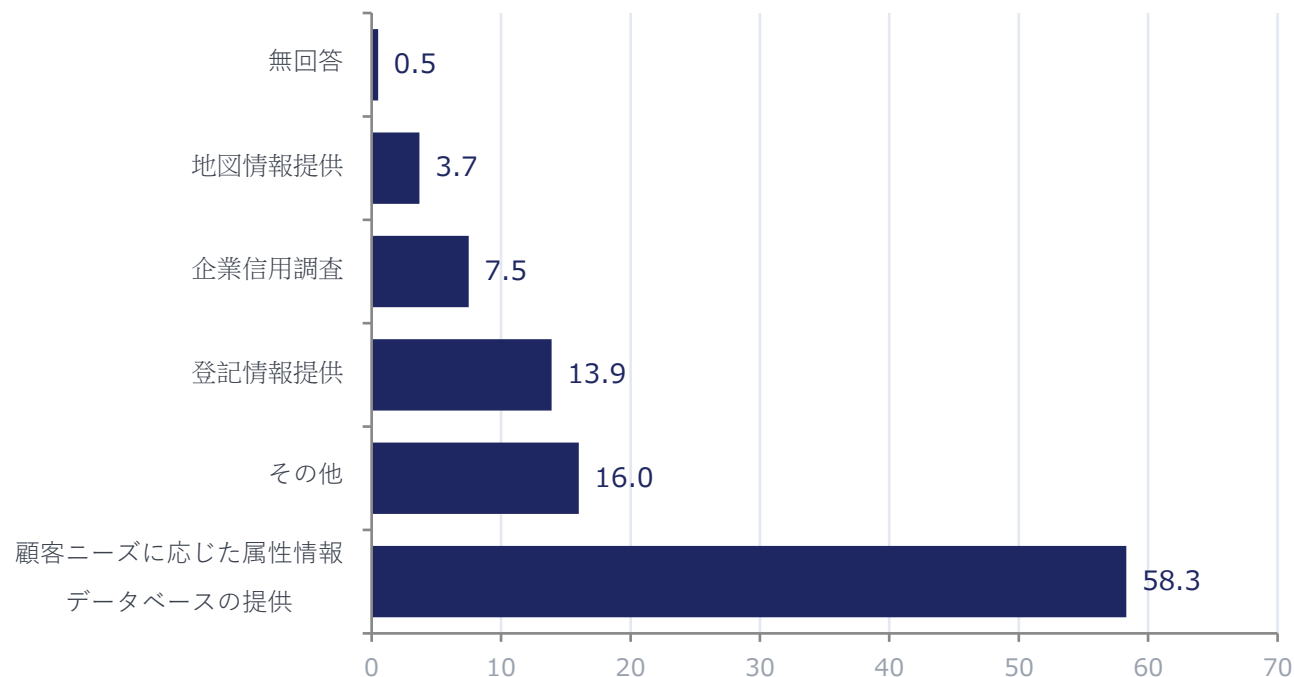
調査で見えた実態

「名簿屋」のイメージを超えて、公開情報を再利用するデータベース事業が広がっている。

2

約 6 割は「顧客ニーズに応じた属性情報データベース」の提供

オプトアウトによる第三者提供を行う目的（n=187、％）



回答数：顧客ニーズ型109者、その他30者、登記26者、企業信用14者、地図7者、無回答1者

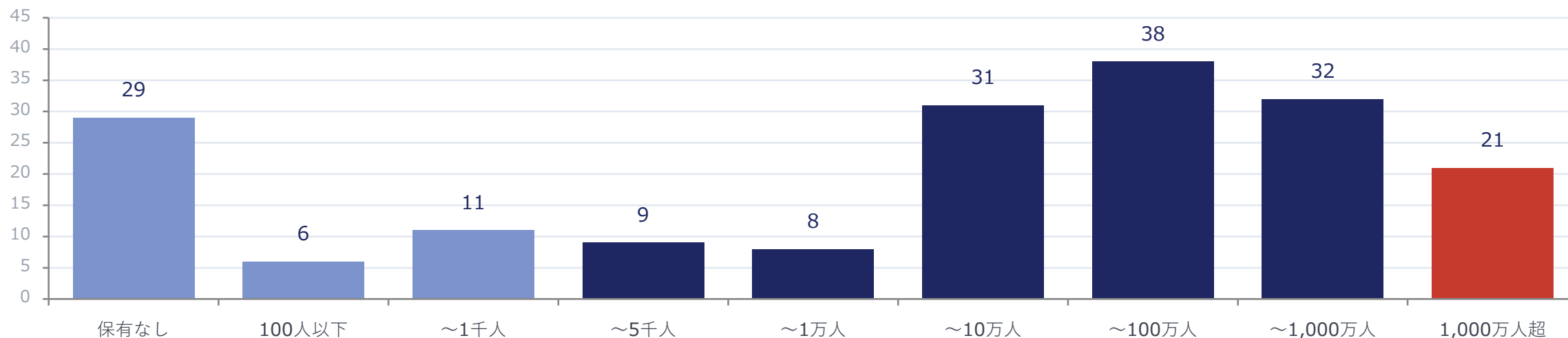
「その他」に並ぶ事業の実像

- 公開情報に基づく人事異動情報の収集・提供
- 官報の破産・免責等情報のデータベース化と金融機関等への提供
- 医療従事者・医療機関のデータベース（製薬・医療機器向け）
- スタートアップとその役員・株主に関する情報提供
- 上場企業の公開情報からの役員報酬推定データ
- 営業名刺管理SaaS上での企業・役員・人事情報の提供
- 有料職業紹介・募集情報等提供、不動産取引情報 ほか

いわゆる「名簿屋」だけでなく、BtoB向けデータ事業・SaaS事業が届出事業者の相当数を占める。

1千人超が約7割、1,000万人超も21者

第三者に提供することを目的として保有している個人情報の本人数（n=187、者）



1千人超

139 者

全体の約7割。相当規模のデータベース事業。

1,000万人超

21 者

11.2%。国民の相当数を射程に置く規模。

保有なし

29 者

15.5%。届出だけが残っている状態の可能性。

取得実績なし

27.8 %

令和7年中に提供目的での取得がなかった事業者。

ほとんどの事業者は「公開情報」を情報源としている

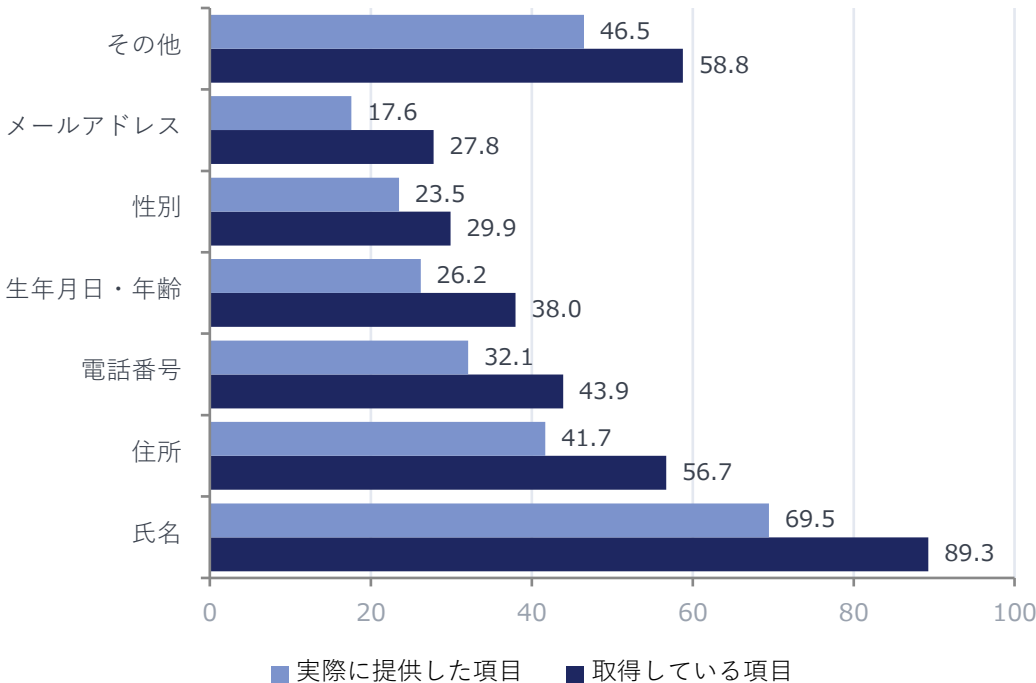
取得方法（自由記述）

- 書籍・新聞・雑誌・ホームページ・登記情報・官報等の一般に公開されている情報からの取得が約9割（170者）
- 本人からの直接取得（アンケート・ヒアリング等）
- 現地調査（看板・表札・郵便受けの閲覧等）、クローラーによる機械的収集

取得1回当たりに含まれる本人数（令和7年）

取得していない	27.8%
100人以下	28.3%
100人超～1千人以下	16.6%
1千人超～1万人以下	10.2%
1万人超～10万人以下	7.5%
10万人超	9.1%

取得項目と提供項目（n=187、%）



「その他」には、経歴・職歴・学歴、所属先と役職、SNSアカウントや投稿内容、顔画像、破産事件番号等が含まれる。

「公開情報だから自由に使える」わけではない



公開情報からの取得は170者・約9割。しかし「一般に公開されている」ことは、取得の適正性（法20条）も、提供後の利用の適正性（法19条）も当然には基礎づけない。

01 取得元の利用規約・公表の趣旨

サイトの規約が収集・再配布を許しているか。官公庁の公表情報であれば、その公表目的の範囲内といえるか。

02 取得行為の態様

クローラーによる機械的収集、現地調査（表札・看板）、購入。手段が「偽りその他不正の手段」に当たらないと説明できるか。

03 本人の想定可能性

本人が公表した文脈を離れ、集約・検索・販売されることまで想定できるか。SNS・顔画像・経歴では特に問題となる。

04 提供先の利用目的

提供先が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」で利用しないと確認できるか（法19条）。



PART 3

入口管理と出口管理

3

どこから取得したかを説明できるか。そして、誰に渡しているかを確認しているか。

「ガイドラインに基づき適正に取得」では説明になっていない

オプトアウトにより提供する個人データが、不正の手段により取得されたものでないことを、事業者はどう確認しているか。

多く見られた確認方法

公表主体で確認

法人が自社の情報として掲載していること、官公庁の公表情報であることをもって適正取得と確認

利用規約で確認

情報の取得元であるホームページの利用規約を確認

契約書等で確認

提供元の情報取得方法を契約書・プライバシーポリシー等により確認

取得元を限定

民事法務協会からの購入、EDINET、官報など取得元自体を公的なものに限定

委員会が問題視した回答

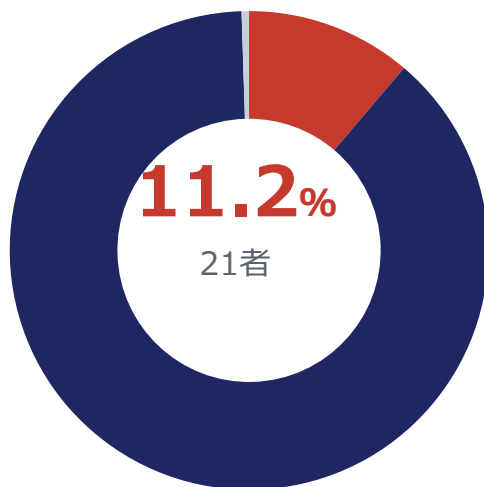
- 単に「個人情報保護法ガイドラインに基づき適正に取得している」といった、具体的な内容が不明確な回答が一部見られた
- 個人情報を取得するに当たっては必要な確認等を行うよう、注意喚起等を行うこととしたい

実務への示唆

- 取得元ごとに「なぜ適正取得と言えるのか」を書き分けて記録に残す
- 利用規約・robots等でスクレイピングが許容されているかの確認過程を残す
- 取得に係る内部規程を定めているのは64.7%。未整備であれば規程化から着手する

他社からデータの提供を受けているのは約 1 割（21者）

第三者から個人データの提供を受けているか
(n=187)



■ 受けている（21者） ■ 受けていない（165者） ■ 無回答（1者）

※公表情報のみから取得している場合は「いいえ」を選択。多くの届出事業者は、公表情報を含め自ら取得したデータを提供していると見られる（前回15.0%→11.2%）。

受領する場合に課される義務と、その履行状況

提供元がオプトアウト届出事業者でないことの確認 **20者（95.2%）**

オプトアウト受領データの再提供は禁止（法27条2項ただし書）。前回77.8%から改善。

委員会の公表サイトでの確認 **20者（100%）**

確認していると回答した事業者は全てサイトで確認。

取得の経緯の確認（法30条1項2号） **21者（100%）**

契約書面・プライバシーポリシー・利用規約等により確認。

提供元の氏名・名称等の確認（同項1号） **21者（100%）**

個人は身分証明書等の写し、法人は登記・法人番号公表サイト等。

受領記録の記録漏れ **0者**

記録の様式等の資料提出は18者（85.7%）にとどまる。

「特段問題なし」でも、なお注意喚起の対象

取得の経緯として確認している内容

- 取得先の別：本人から取得したものか、公開情報から取得したものか等
- 取得行為の態様：本人からの直接取得か（その場合は本人同意の有無）、公的機関からの情報公開により収集したか等
- 確認手段：契約書面、プライバシーポリシー、利用規約、誓約書、担当者との面談

提供元の本人確認手続等

- 提供元が個人：身分証明書や公共料金の請求書類等の写しの提示を求める
- 提供元が法人：ホームページ、法人番号公表サイト、登記情報等による実在確認
- 担当者の所属・権限：名刺、電子メールのドメイン、代表者への確認、訪問

委員会の評価

本調査において特段問題は見受けられなかったものの、引き続き、提供元の取得の経緯及び本人確認手続等の徹底を図る観点から、注意喚起等を行うこととしたい。

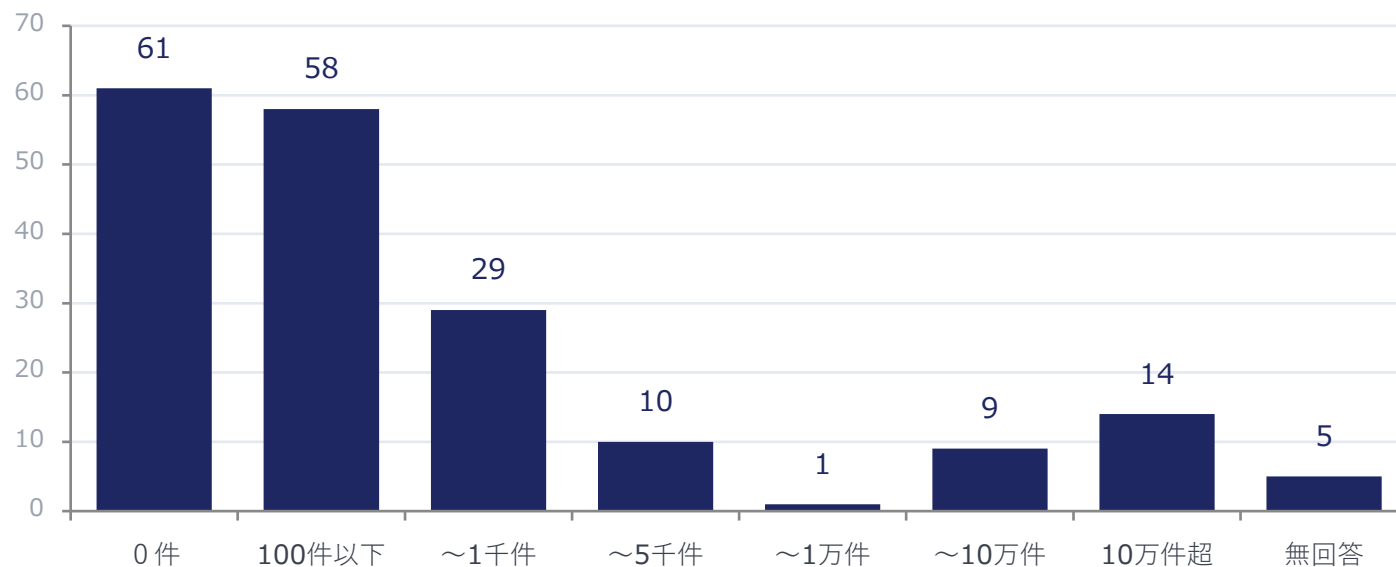
= 回答が100%であっても、確認の「質」までは検証されていないという前提での予告と読むべき。

確認・記録義務の落とし穴

- 「公表情報のみ」であれば受領記録は不要だが、公表情報と非公表情報が混在した瞬間に義務が発生する
- オプトアウト届出事業者からの受領は、そもそも再提供できない（サイトでの都度確認が唯一の防御線）
- 記録の保存期間は原則3年。様式の整備状況が委員会の関心事となっている

対法人：0件が最多、他方で10万件超が14者

令和7年中に法人へオプトアウト提供を行った件数（n=187、者）



※「件数」は提供したデータ数や含まれる個人情報の数ではなく、提供行為を行った件数。紙・電磁的記録の交付のほか、会員制オンラインシステムでの閲覧等を含む。

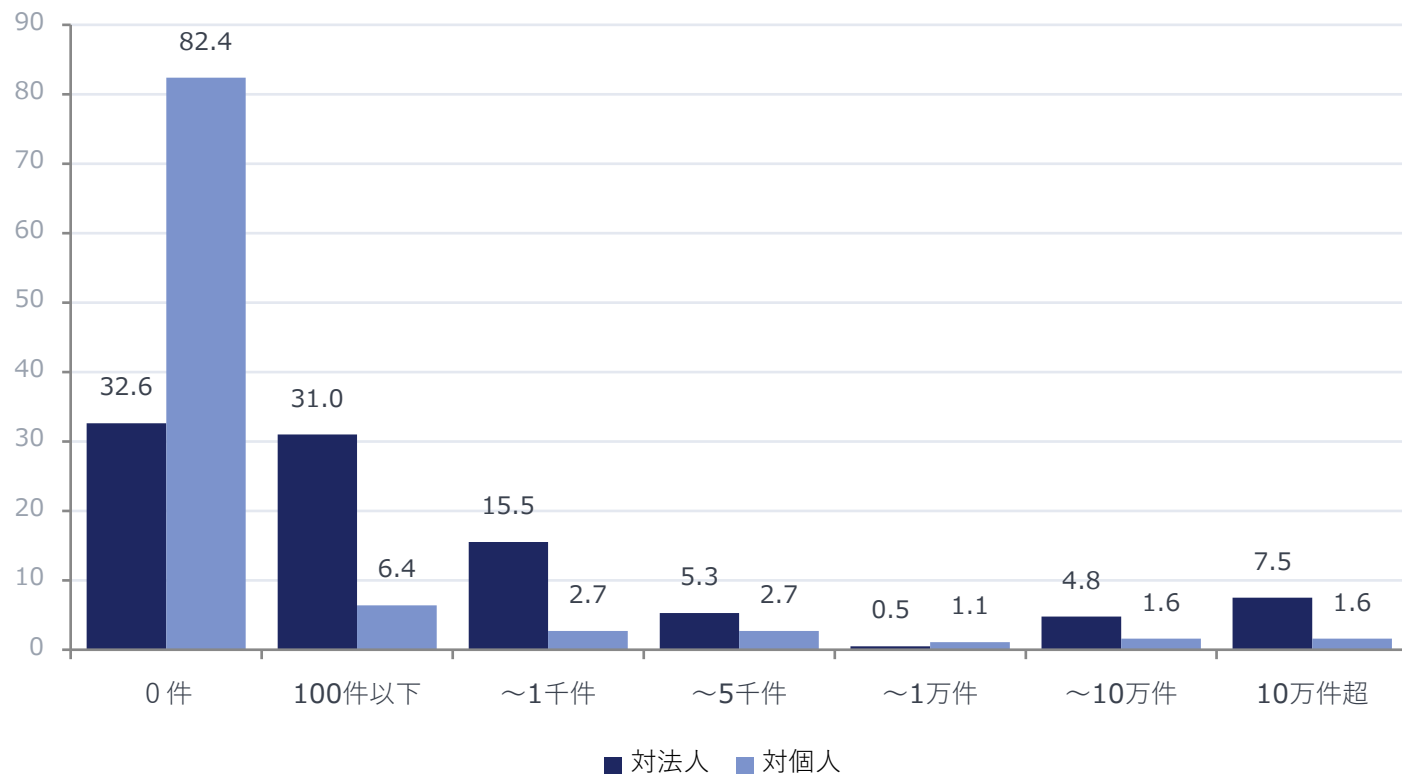
事業目的別に見ると

- 企業信用調査：35.7%（5者）が10万件超と突出。与信・審査目的での照会型サービスが中心と見られる
- 登記情報提供：46.2%が0件
- 顧客ニーズ型データベース：40.4%が100件以下と小口の提供が中心
- 0件（61者）は、届出はあるが実際には提供していない層。届出内容の変更・取下げの要否を点検すべき

提供実績のある事業者は129者。以降のスライドの「実績ベース」はこの129者を母数とする。

対個人：82.4%が0件、提供の相手方はほぼ法人

提供先別に見た提供件数の分布（n=187、%）



1回当たりの提供量（本人数）

提供実績がない	25.7%
100人以下	24.6%
100人超～1千人以下	17.6%
1千人超～1万人以下	14.5%
1万人超	16.6%

見落とされがちな論点

- 提供「件数」は少なくとも、1回の提供に10万人超が含まれる事業者が存在する
- オンライン閲覧型（SaaS）では、提供行為の単位設定自体が実務上の難問
- 提供項目に顔画像・SNS投稿・経歴が含まれる例があり、本人の予測可能性は低い

提供先の本人確認手続等は62.0%にとどまる

実施している

116 者 (62.0%)

前回調査67.5%から低下

実施していない

67 者 (35.8%)

無回答4者

提供実績129者のうち未実施

33 者 (約3割)

実際に提供しながら相手方を確認していない層

実務で行われている確認方法

- 法人の实在確認：国税庁の法人番号公表サイト、登記情報、公式ホームページ、特定商取引法に基づく表記
- 担当者の所属・権限確認：名刺、会社ドメインのメールアドレス、会社訪問、代表者との面談、申込書への会社印
- 併せて反社チェックツールによるスクリーニング、与信審査を行う例

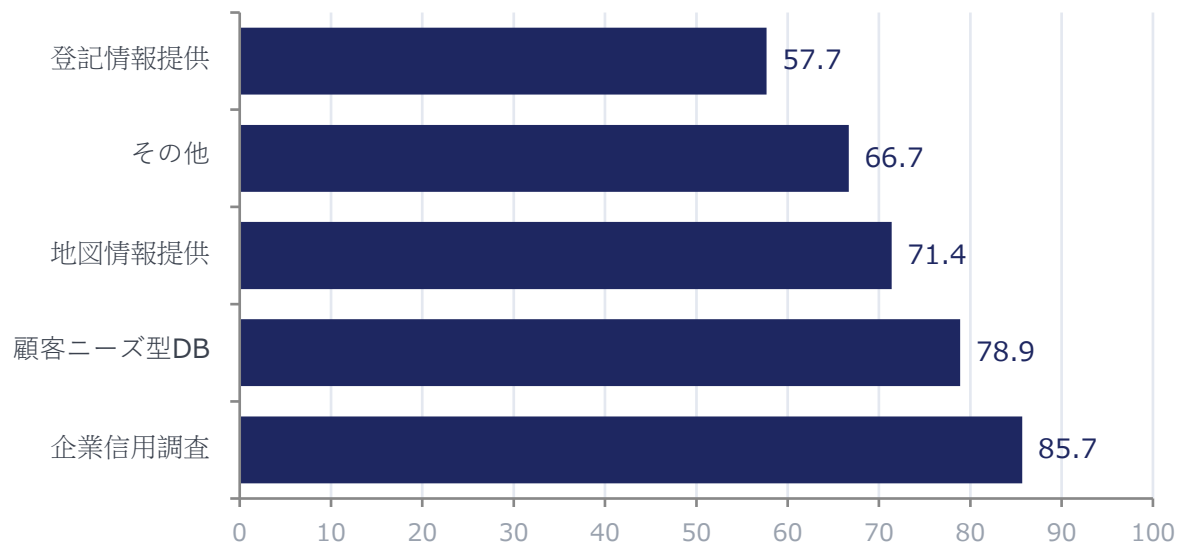
委員会の方針

オプトアウトにより個人データを提供するに当たっては、提供するデータの内容等も踏まえ、必要に応じて本人確認手続等を行うよう、注意喚起等を行うこととしたい。

- 法文上の一律義務ではないが、「提供するデータの内容等」に応じた対応が求められる
- 氏名・住所・電話番号を大量に提供する事業ほど、相手方確認の水準を上げる必要がある

不適正利用の防止（法19条） — 確認は73.8%

提供先の利用目的を確認しているか（事業目的別、%）



全体：確認している138者（73.8%）／確認していない44者（23.5%）。提供実績129者ベースでは113者（約9割）が確認、15者（約1割）が未確認。

確認の具体的方法

- 提供先に対する利用目的の聴取、事業内容・業種との整合性の確認
- 利用規約・契約書における不適切利用の禁止条項、目的外利用の禁止
- 顧問弁護士作成の「第三者提供に関する確認書」への社判押印を求める例
- 反社条項・反社チェックツールの併用

注意喚起の方向

提供するデータの内容等に応じて、提供先の利用目的等について適切に確認するよう注意喚起等を行うこととしたい。特に、登記情報提供では38.5%が未確認であり、公開情報を扱う事業ほど確認が緩みやすい傾向が読み取れる。

買う側にも、確認・記録・再提供制限の義務がある



営業リスト、名刺・企業情報データベース、与信用の信用情報、人物データベース — これらを購入・利用する企業には、提供側とは別に、受領者としての義務が課される。

確認義務（法30条1項）

提供元の氏名又は名称・住所（法人は代表者の氏名）と、提供元による取得の経緯を確認する。契約書・プライバシーポリシー・利用規約等による確認が実務。

記録義務（法30条3項）

受領年月日、提供元の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目を記録し、原則3年間保存する。本調査では受領21者の記録漏れは0件だが、様式を提出できたのは85.7%。

再提供の制限（法27条2項）

オプトアウトにより提供を受けた個人データは、オプトアウトで再提供できない。提供元が届出事業者かどうかを委員会の公表サイトで確認する（本調査では確認者20者の100%がサイトで確認）。

不適正利用の禁止（法19条）

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法での利用は、買った側の違反になる。提供元が「利用目的を確認しない」事業者であっても、自社の責任は減らない。

公表情報のみから取得している場合は確認・記録義務の対象外だが、公表情報と非公表情報が混在した瞬間に義務が生じる。

購入前に確認する8項目



☐ 提供元は委員会のオプトアウト届出事業者リストに掲載されていないか

掲載されていれば、そのデータをオプトアウトで再提供することはできない。

☐ 提供元の実在と担当者の権限を確認したか

登記・法人番号公表サイト・ドメイン。相手方が個人の場合は本人確認書類。

☐ 自社の利用目的を「違法又は不当な行為を助長しない」と説明できるか

法19条は買い手にも適用される。利用目的を社内で文書化しておく。

☐ 本人からの問合せ・停止の求めの受付導線が自社側にもあるか

提供元が停止しても、既に受領したデータは自社に残る。苦情は買い手にも届く。

☐ 提供元による取得の経緯を書面で確認したか

取得先の別（本人・公開情報・第三者等）と取得行為の態様。口頭の説明では記録に残らない。

☐ 提供データに要配慮個人情報や顔画像等が混入していないか

改正後は特定生体個人情報がオプトアウトの対象から外れる。項目一覧の事前確認を。

☐ 法30条の記録を様式で作成し、3年間保存しているか

ログの存在と法定様式の整備は別物。追加調査で提示を求められる前提で整える。

☐ 提供元が停止したデータの取扱いを契約で決めているか

停止・削除の通知を受ける取り決めがなければ、自社のデータベースだけが古いまま残る。



INTERMISSION

ここまでのまとめ — データの入口と出口

1 担い手が変わった

届出事業者261者・回答187者。中身はSaaS、医療・ヘルスケア、スタートアップ情報、人事異動情報まで広がっている。

2 入口は「公開情報」だが、自由利用ではない

約9割が公開情報から取得。規約・取得態様・本人の想定可能性・提供先の利用目的という4つの視点で、取得元ごとに説明が必要がある。

3 出口の管理は道半ば

提供先の本人確認62.0%、利用目的の確認73.8%。提供実績129者ベースでも、約3割・約1割が未実施だった。

4 買う側にも義務がある

確認（法30条1項）、記録（同3項）、再提供の制限（法27条2項）、不適正利用の禁止（法19条）。リストを買う企業の方が数が多い。

この先は、本人がそれを「知り」「止められる」のか、そして運用を証拠で示せるのかという話に移る。



PART 4

本人への見せ方・止め方、そして記録

4

本人が「知る」「止める」は本当に機能しているか。運用を証跡で語れるか。

自社HPに載せれば足りる、とは限らない

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

何らかの対応をしている

185 者

ほぼ全ての届出事業者

公表方法がホームページ

92.5 %

HP以外は5.9%

掲載場所・導線の具体性

不十分

回答の中に具体性がないものが見られた

参考になる回答例

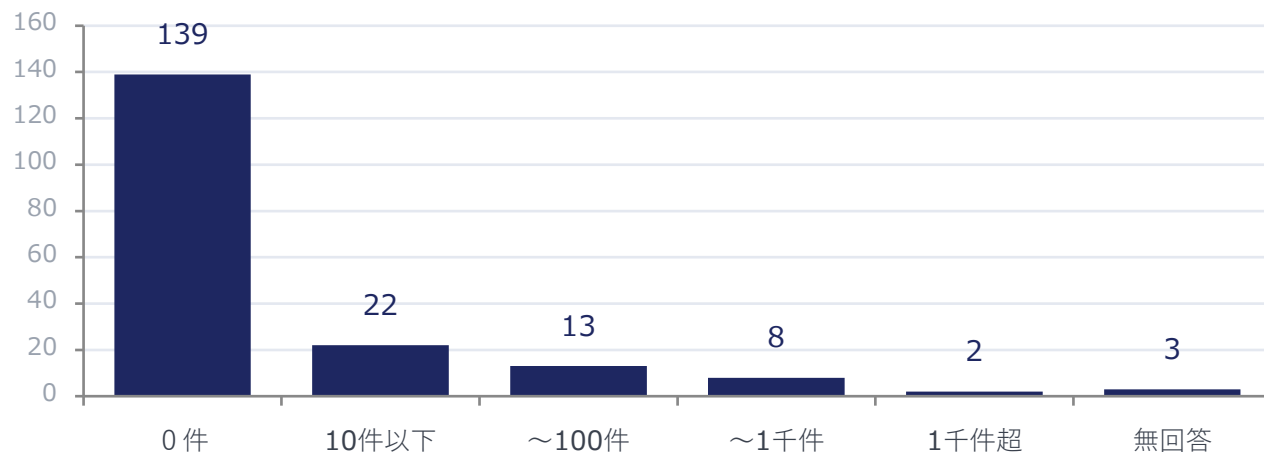
- トップページから2クリックで到達できる位置にリンクを配置
- プライバシーポリシー内に届出書へのリンクと受付窓口を併記
- 名刺に「個人情報の取扱いは当社URLをご覧ください」と案内
- 事務所の窓口で書面を継続的に備え付け

要件を満たさないおそれがある掲載

- × プライバシーポリシーの奥深くに埋もれている
- × 検索しなければ見つからない
- × 本人が通常閲覧しないサイトにのみ掲載している
- × 記載が抽象的で、停止の求めの方法が分からない

停止実績があるのは約 2 割（45者）

令和 7 年中に本人の求めに応じて第三者提供を停止した件数（n=187、者）



停止の手順を定めている

163 者（87.2%）

未整備が20者（10.7%）

地図情報提供事業者

85.7 %

停止実績あり。表札等から取得する事業は本人の反応が直接返る。

運用されている手順

- 専用フォーム／電話で受付 → 本人確認 → データベース照合 → 停止処理 → 完了通知
- 提供NGリストに登録し、以後の提供データと必ず照合
- 希望に応じて削除証明書を発行

事業者からの指摘

本人が自身の情報がどこで販売されているかの大元を探って利用停止の手続を踏むのは無理があるのではないかと（委員会に登録されている全事業者に問い合わせる以外に方法がない）——という制度設計上の指摘が寄せられている。

受付フォームを作れば終わり、ではない

01 受付

フォーム・メール・電話・書面。受付窓口を公表内容と一致させる。

02 本人確認

登録情報との照合、本人確認書類。過剰な要求は避けつつ、なりすましを防ぐ。

03 データベース照合

氏名・住所・電話番号・ID等で該当レコードを特定する。表記ゆれへの対応。

04 停止処理

提供対象からの除外、削除。処理日と処理者を記録する。

05 再提供の防止

停止済リスト（提供NGリスト）に登録し、次回提供・クレンジング時に必ず照合。

06 完了通知・記録

本人への通知、希望に応じた削除証明書。対応記録を保存する。

最も見落とされるのは⑤

- 停止したはずのデータが、データクレンジングや新規取得によって復活する
- クレンジング実施63.1%・項目追加21.2%という実態を踏まえると、更新のたびにNGリストとの照合が必要
- 自由記述にも「提供NGリストに登録し、以後の提供データと必ず照合する」運用例がある

本調査の数値で見ると

- 停止の手順を定めている：163者（87.2%）。裏返せば20者（10.7%）が未整備
- 令和7年中に実際に停止を行った：45者（約2割）。停止請求は「万一」ではなく現実には起きている
- 地図情報提供事業者では85.7%に停止実績。事業類型により発生頻度は大きく異なる

「記録漏れなし」と「様式を出せない」のギャップ

提供記録の記録漏れ

0 者

「無」185者（98.9%）

記録様式の提出

67.4 %

32.6%（61者）は資料の提出なし

取得に係る内部規程

64.7 %

オプトアウト提供に係る規程は60.4%

データクレンジング実施

63.1 %

118者。うち15者が外部事業者を利用

記録義務をめぐる論点

- 「記録漏れなし」と回答しながら、記録の様式等が確認できる資料を提出できない事業者が約3分の1。記録の存在は今後の追加調査の焦点になり得る
- SaaS型では「ログはあるが法定の記録様式に整えていない」という回答が複数あり、様式化と3年保存が別工数となっている
- 記録事項の充足（提供年月日、提供先の氏名・名称、本人の氏名等、個人データの項目）を様式で担保する必要がある

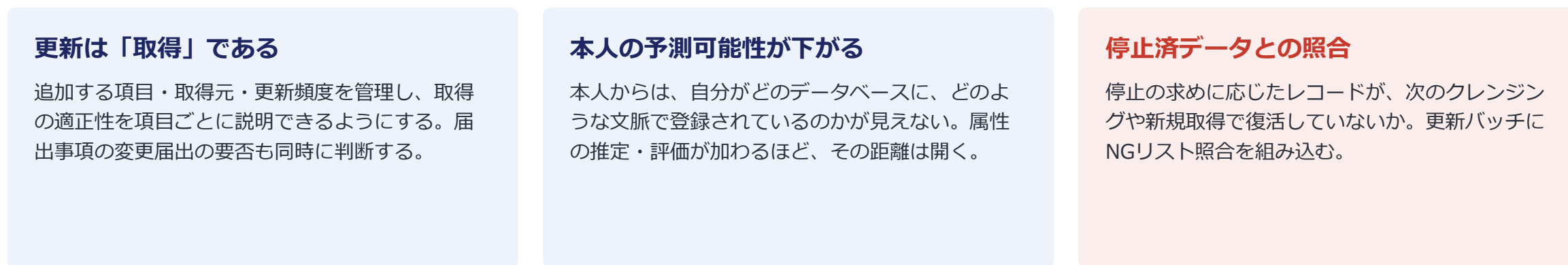
データクレンジングと届出内容

- 実施方法は自社87.3%、外部事業者4.2%、併用8.5%
- 実施事業者のうち21.2%（25者）は、最新化にとどまらず新たな個人情報項目を追加している
- 追加例：役職・部署・電話番号・住所、SNSアカウント情報、経歴・学歴、専門分野、代表者名等
- → 提供項目の追加は届出事項の変更に直結する。変更届出（法27条3項）の可否を必ず点検する

単独では公表情報でも、統合されれば「人物像」になる



データクレンジングは「最新化」だけではない。実施事業者の21.2%（25者）が新たな個人情報の項目を追加しており、更新プロセス自体が新たな取得行為となり得る。



「単独では公表情報」という説明は、統合後のデータベースの評価には必ずしも当てはまらない。項目を広げるほど、本人対応と提供先の制限の重要性が高まる。

自由記述から読む、制度運用の摩擦点

記録作成の負担感

システムでログは自動保存しているが、法令が求める様式に合わせて別途台帳を作成し3年間保管することが、システム運用とは別の工数として大きな事務負担になっている。

抽出・集計は自動化されておらず、繁忙期（12月・1月）には大きな負担。最終的に追跡できる記録が社内に残っていれば、平時のリスト化・集計は不要としてほしい。

SaaS型オンラインデータベースでは、ユーザーによる膨大な検索・閲覧ログの全てを提供時の記録として保存し続けることが、システム負荷・運用コストの面で負担となる。

一方で、「案件の管理表と一体になっており特段の負担はない」「システムで自動記録されるため負担感はない」といった回答も相当数見られた。負担感は事業規模とシステム化の程度で二極化している。

制度そのものへの意見

本人が自ら公開しているSNS等の情報については、制約は少なくてもよいのではないか。公開情報のうち権利利益侵害のおそれが極めて低い範囲を明確化してほしい。

届出制でありながら、届出内容について実質的な内容確認が行われており、運用は許可制に近い。予見可能性・透明性の観点からは制度構成を明確にすべき。

未届の事業者だけでなく、届出は行っているが確認・記録義務の履行が伴っていない事業者についても実態調査を行い、公平性を期してほしい。

オプトアウトで取得した個人情報に有効期限を設け、一定期間更新されていない情報は利用できないルールも考えられる。



INTERMISSION

ここまでのまとめ — 本人対応と記録

1 掲載しているだけでは足りない

185者が何らかの対応済みで、92.5%がホームページ。しかし掲載場所・導線に具体性を欠く回答が見られた。

2 停止の求めは現実に起きている

令和7年中に停止を行ったのは45者。手順が未整備の事業者も10.7%。最大の落とし穴は、停止したデータが更新や新規取得で復活することにある。

3 記録は「ある」が「出せない」

記録漏れ「無」98.9%に対し、記録様式等を提出できたのは67.4%。次の焦点は記録の実在である。

4 更新は新たな取得である

クレンジング実施63.1%、うち21.2%が項目を追加。提供項目の拡大は、届出事項の変更届出の要否に直結する。

この先は、委員会の今後の対応と、追加調査・改正法施行への備え方に移る。



PART 5

追加調査への備え

委員会が次に見るのは、数字よりも「説明できる運用」である。

5

注意喚起で終わらせない、と明言された

① 注意喚起等

具体性がない回答や無回答の事業者もあり、適切な対応を行っているか不明確な点もあることから、業務の参考となる内容も含めて注意喚起等を行う

- 取得時の必要な確認
- 提供元の取得の経緯・本人確認手続等の徹底
- 提供先の本人確認手続等
- 提供先の利用目的等の確認
- 本人が容易に知り得る状態の適切な対応

② 追加調査

本件調査の結果を踏まえ、オプトアウト届出事業者への追加調査を行う

- 回答内容の裏付け（記録様式等）の確認が想定される
- 無回答74者への対応も視野に入る

③ 法に基づく権限行使の検討

追加調査の結果も踏まえて、必要に応じて法に基づく権限行使も検討する

- 報告徴収・立入検査
- 指導・助言
- 勧告・命令 等

※③に掲げた権限の例示は法の規定に基づく一般的な整理であり、公表資料は「必要に応じて法に基づく権限行使も検討する」としている。

追加調査で見られやすい5つの軸

取得元

- 公開情報か、第三者からの受領か
- 取得元サイトの利用規約・公表趣旨
- 取得の経緯を示す証跡の有無

公開情報からの取得 約9割

データ項目

- SNS・顔画像・経歴・評価の有無
- 要配慮個人情報の混入防止設計
- クレンジングによる項目追加

項目追加を行う事業者 21.2%

保有規模

- 保有本人数と更新頻度
- 1回当たりの提供量
- 安全管理措置との釣り合い

1,000万人超 21者

提供先

- 実在性・担当者の権限確認
- 利用目的の確認と契約上の制限
- 確認を行った記録の有無

本人確認未実施 35.8%

本人対応

- 容易に知り得る状態の掲載場所
- 停止の求めの受付から反映まで
- 停止済データの再提供防止

停止手順が未整備 10.7%

問われるのは「届出済みか」ではなく、「この5つの軸をどう管理し、どの証跡で説明できるか」である。

事業類型ごとに、論点の重心は変わる

ケース1 BtoB営業DB

担当者の氏名・役職・部署・メール・電話番号、SNSのURL、導入サービス、部門の予算・課題などを営業支援目的で提供。

チェックポイント

- ☐ 取得元サイトの利用規約と公表の趣旨
- ☐ SNS由来情報の範囲と本人の想定可能性
- ☐ 提供先の利用目的をマーケティング等に限定
- ☐ 停止請求後の再取得・再掲載の防止
- ☐ 属性推定・スコアリングを行っていないか

ケース2 登記・官報・企業信用情報

代表者・役員の氏名、住所、生年月日、経歴、破産・免責等の官報情報を、与信審査・債権管理等の目的で提供。

チェックポイント

- ☐ 公表制度の趣旨・目的の範囲内といえるか
- ☐ 情報の最新性と、古い情報の取扱い
- ☐ 提供先の審査目的・業種との整合性の確認
- ☐ 蓄積・検索可能化による影響の評価

ケース3 専門職・医療・人物DB

所属機関、専門領域、論文・研究実績、資格、顔画像、SNSアカウントと投稿内容、経歴・評価などを提供する。

チェックポイント

- ☐ 要配慮個人情報の混入防止（設計段階での項目制限）
- ☐ 本人が公表した文脈からの離脱
- ☐ 顔画像・アイコン画像の取扱い
- ☐ 項目拡大時の届出事項の変更

データ項目を広げるほど、本人対応と提供先の制限の重要性は高まる。事業類型に応じて確認の水準を設計する。

届出事業者が今すぐ点検すべき7項目

01 届出内容と実態は一致しているか

提供項目・取得方法・提供方法・受付方法を変更していないか。データクレンジングで項目を追加した場合は変更届出の要否を確認。提供を止めているなら取下げを検討。

02 適正取得の根拠を取得元ごとに記録しているか

「ガイドラインに従い適正に取得」では足りない。取得元の別・態様・利用規約の確認過程を书面化する。

03 受領時に提供元が届出事業者でないか確認しているか

委員会の公表サイトで確認。取得の経緯と提供元の本人確認、法30条の記録を様式で保存。

04 提供先の実在・担当者の権限を確認する手順があるか

法人番号公表サイト・登記・ドメイン・名刺等。提供データの内容に応じて確認水準を設定する。

05 提供先の利用目的を確認し、契約で不適正利用を禁じているか

聴取結果の記録と、利用規約・契約書の禁止条項をセットで整備する。

06 「本人が容易に知り得る状態」の導線を点検したか

本人が閲覧すると合理的に予測されるページに、分かりやすい場所で、継続的に掲載されているか。

07 停止の求めの受付から記録までが運用されているか

受付・本人確認・停止処理・NGリスト照合・完了通知。記録様式は提出を求められる前提で整える。

詳細チェックリスト（取得・提供・本人対応／記録）

① 取得・クレンジング

- ☐ 取得元を類型別に整理しているか（本人・公開情報・第三者・私人等）
- ☐ 公開情報について取得元の利用規約・公表目的を確認しているか
- ☐ 取得項目と利用目的の関係を説明できるか
- ☐ 要配慮個人情報が入らない設計・確認をしているか
- ☐ クレンジングで追加する項目・取得元・更新頻度を管理しているか
- ☐ 停止済データが再取得・再掲載されない仕組みがあるか

② 提供先・利用目的

- ☐ 提供先の類型ごとに確認方法を決めているか（法人／個人）
- ☐ 法人の実在性と担当者の所属・権限を確認しているか
- ☐ 提供先の利用目的を確認し、契約・利用規約に反映しているか
- ☐ 違法又は不当な行為を助長する利用を禁止する条項があるか
- ☐ 再提供・複製・全件ダウンロード等を制限しているか
- ☐ 「誰が・いつ・何を見て」確認したかを記録しているか

③ 公表・停止・記録

- ☐ 届出事項を本人に分かりやすい場所・表現で継続掲載しているか
- ☐ 受付から完了通知まで停止対応が手順化されているか
- ☐ 停止済リストが次回提供・クレンジング時に必ず照合されるか
- ☐ 第三者提供記録が法定項目を満たし、3年間追跡できるか
- ☐ SaaSの閲覧ログと法定記録の関係を整理しているか
- ☐ 規程・台帳・契約・ログを追加調査で提示できるか

いずれも「実施しているか」ではなく、「証拠で示せるか」を基準に自己点検する。

30日で始める、追加調査への備え

Day 1-7

棚卸し

- 届出内容（項目・取得方法・提供方法・受付方法）
- 取得元とデータ項目の一覧化
- 提供先の一覧と提供実績
- 記録様式・台帳・ログの所在

Day 8-14

差分の確認

- 届出内容と実態のズレ
- HP掲載内容と届出事項の一致
- 停止手順の有無と実際の運用
- 内部規程の有無（取得64.7%／提供60.4%）

Day 15-21

統制の設計

- 提供先の実在・権限確認のルール化
- 利用目的の確認と契約条項の整備
- 停止反映とNGリスト照合の組込み
- 掲載場所・導線の見直し

Day 22-30

証跡化

- 法定記録の様式整備と3年保存
- 確認結果のチェックリスト化
- 規程・契約・ログの保管場所の一元化
- 提示できる状態にして棚卸し結果を更新

完璧な規程を作ることより、まず「どこが説明できないか」を見える化することを優先する。



PART 6

令和 8 年改正とオプトアウト制度

6

本調査で「注意喚起」とされた事項の多くは、施行後は法律上の義務になる。

オプトアウトに関わる改正は4点、背景は「闇名簿」対策

成立：令和8年7月10日／公布：同年7月17日。改正法は、一部を除き公布日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される（政令・委員会規則・ガイドライン等は今後整備）。

①

提供先の確認義務の創設

第27条第7項

オプトアウト提供に当たり、あらかじめ提供先の氏名又は名称・住所（法人はその代表者の氏名）と、提供先における個人データの利用目的を確認しなければならない。

②

提供先による虚偽回答の禁止

第27条第8項・第186条第1号

確認を求められた提供先は、確認事項を偽ってはならない。違反には10万円以下の過料。

③

第三者提供記録の拡張

第29条第1項

オプトアウト提供の記録に、①で確認した事項（提供先の氏名等・利用目的）が加わる。確認と記録はセットで運用する。

④

特定生体個人情報の除外

第27条第2項

顔特徴データ等の特定生体個人情報は、要配慮個人情報と同様、オプトアウトによる第三者提供の対象から除外される。

背景：オプトアウト届出事業者である名簿事業者から、特殊詐欺・強盗等の犯罪グループが用いる「闇名簿」へデータが流入した事案。提供先の利用目的等を確認する義務がない現行法では、不適正利用の禁止（法19条）を履行する手段が乏しいと指摘されていた。

オプトアウト関連条文は、どこがどう変わるか

条文	現行法	改正法
第27条第2項	要配慮個人情報、不正取得された個人データ、オプトアウトにより提供を受けた個人データを除外	上記に加え、特定生体個人情報を除外
第27条第7項（新設）	規定なし（提供先の確認は任意の実務）	提供先の氏名又は名称・住所（法人は代表者の氏名）及び提供先における利用目的の事前確認を義務付け。提供データの全部が公開情報等である場合等は例外
第27条第8項（新設）	規定なし	確認を求められた提供先による虚偽回答の禁止
第29条第1項	提供年月日、提供先の氏名又は名称その他規則で定める事項を記録	上記に加え、第27条第7項により確認した事項を記録事項に追加
第30条	受領時の確認（提供元の氏名等・取得の経緯）と記録	枠組みは維持。オプトアウト受領データの再提供禁止も維持
第186条第1号（新設）	規定なし	第27条第8項に違反した者に10万円以下の過料

章立ても変わる：第6章第2節「監督及び監視」の下に、第一目「報告及び立入検査」（146条）、第二目「措置命令等」（147条—148条の2）、第三目「課徴金納付命令等」（148条の3—148条の17）、第四目「雑則」（149条—152条）が置かれ、罰則も第176条—第186条へ拡張される。

任意の実務だった「提供先の確認」が、法律上の義務になる

確認すべき事項（第27条第7項）

- 提供先の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- 提供先における当該個人データの利用目的
- 確認の方法は委員会規則で定めるところによる（規則・ガイドラインの整備待ち）

本調査の数値で見ると

- 提供先の本人確認手続等を実施：116者（62.0%）。未実施67者（35.8%）
- 提供実績129者のうち33者（約3割）が未実施 — 施行後はそのままでは義務違反となり得る

確認義務の例外

- 提供する個人データの全部が、取得時点で本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体（法57条1項各号の者）等により公開されていたものである場合等
- 本調査で「公開情報のみを情報源」と回答した事業者は、この例外に当たり得る。もっとも「全部が公開されていたもの」という要件を満たすかは、取得元ごとの証跡で示す必要がある

いま着手できること

- 既に行っている確認（法人番号公表サイト・登記・ドメイン・訪問）を手順書に落とす
- 利用目的の聴取を口頭で終わらせず、契約・申込書の記載事項にする
- 取得元が公開情報か否かをデータセット単位で棚卸しし、例外に当たるかを判定できるようにする

確認義務が及ぶか — データセット単位で判定する

Q1

オプトアウト（法27条2項）による提供か

本人同意による提供、委託・事業承継・共同利用（27条5項）は別枠。まず提供の根拠を特定する。

Q2

提供する個人データの「全部」が公開情報等か

本人、国の機関、地方公共団体、学研究機関等、報道機関、著述業、宗教団体、政治団体（法57条1項各号）等により、取得の時点で公開されていたものか。

Q3

非公開の情報が1件でも混在していないか

自社取材、現地調査、本人からの直接取得、第三者からの受領データが混ざれば「全部」の要件を満たさない。

結論

確認義務の対象となる

Q2が「全部」でなければ、提供のたびに提供先の氏名等・住所・代表者氏名と利用目的を確認し、記録に残す。

証跡として残すべきもの

- データセットごとの取得元一覧と、公開主体が法57条1項各号等に当たるかの判定
- 取得時点で公開されていたことを示す資料（取得日、取得元URL・書面等）
- 例外に当たらない場合の確認記録（誰から、いつ、何を確認したか）

実務上の落とし穴

- データクレンジングで非公開情報を追加した瞬間、例外から外れ得る
- 「公開情報が中心」では足りない。要件は「全部」である
- 確認方法は委員会規則で定められる。規則・ガイドラインの公表後に手順を確定させる

提供先にも義務が及び、記録の項目が増える

提供先の虚偽回答の禁止（第27条第8項）

- 提供元から確認を求められた提供先は、確認事項を偽ってはならない
- 違反には10万円以下の過料（第186条第1号）
- 提供元だけでなく、データを受け取る側にも真実義務が課される点が特徴
- オプトアウトでデータを購入する立場の企業も、回答体制を整える必要がある

第三者提供記録の拡張（第29条第1項）

- 提供年月日・提供先の氏名等に加え、確認した利用目的等が記録事項に加わる
- 本調査では記録漏れ「無」が98.9%である一方、記録様式等を提出できたのは67.4%にとどまる
- 確認 → 記録 → 保存（原則3年）を一本の運用として設計する

運用イメージ

① 引合い・与信

提供先の実在確認（登記・法人番号公表サイト・HP）

② 確認（27条7項）

氏名等・住所・代表者氏名／利用目的を書面で取得

③ 判断

利用目的が業種・事業内容と整合するか。疑義があれば提供しない

④ 契約

不適正利用の禁止・再提供の制限・目的外利用の禁止を明記

⑤ 記録（29条1項）

確認事項を含めて記録し、様式として保存

顔特徴データ等はオプトアウトの対象から外れる

特定生体個人情報（顔特徴データ等）は、要配慮個人情報と同様、オプトアウトによる第三者提供の対象から除外される（第27条第2項）。本調査では、提供項目として顔画像・アイコン画像を挙げる回答が見られた。

オプトアウト提供の禁止

第27条第2項

本人の同意を得ない提供の受け皿としてのオプトアウトは使えなくなる。該当データを扱う事業者は、提供スキーム自体の見直しが必要。

取扱いに関する周知義務

第21条の2

取扱いに関する一定の事項の周知が義務付けられる。カメラ設置施設の入口等への掲示を委員会規則で求める方針が示されている。

利用停止等請求の要件緩和

第35条第7項・第8項

違法な取扱い等の要件を満たさなくても、本人は利用停止・消去や第三者提供の停止を請求できる（あらかじめ同意を得ていた場合等は例外）。

届出事業者としての点検

- 提供項目に顔画像・アイコン画像・生体に関する特徴量が含まれていないか。含まれる場合、届出事項からの削除と提供停止の要否を検討する。
- データクレンジングによる項目追加で、結果的に特定生体個人情報を取り込んでいないか（追加項目の事前レビューを設計段階で組み込む）。

「個人を識別できないから規律外」という整理が崩れる

特定の個人に対する連絡等が可能となる記述（住所、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等）を含む個人関連情報を「連絡可能個人関連情報」と定義し（第2条第8項）、その不適正利用及び不正取得を禁止する（第31条の2）。仮名加工情報・匿名加工情報にも同様の規律が準用される（第42条第4項、第46条の2）。

現行法との違い

- 現行法の個人関連情報の規律は、提供先が個人データとして取得することが想定される場面の第三者提供に限られる（法31条1項）
- 改正法は、個人関連情報を個人関連情報のまま利用・取得する行為そのものを規律の対象とする

射程の広さ

- 容易に照合でき、それにより連絡可能な記述を特定できるものも含まれる
- 住所と容易に照合できる形で保管された購買履歴・閲覧履歴も対象となり得る
- アプリの識別子・広告識別子の扱いは今後の規則等で具体化される

名簿・リスト事業への影響

- 条文の文言は法19条・20条1項と同旨であり、解釈も基本的に平仄が合うと考えられる
- スクレイピングで収集したメールアドレス・電話番号のリストは、個人情報に当たらない場合でも不正取得の禁止が及び得る

オプトアウト届出事業者にとっては、届出の対象となる「個人データ」の外側にも規律が及ぶことを意味する。個人情報・個人関連情報・仮名加工情報を横断した棚卸しが必要になる。

確認義務の実効性を支える、命令・要請・課徴金

勧告・命令の見直し

第148条

- 命令の要件が見直され、速やかに違反の是正を求めやすくなる
- 命令・勧告の内容が、本人への違反事実の通知・公表その他本人の権利利益の保護に必要な措置にまで拡張される

第三者への措置要請

第148条の2

- 命令に従わない事業者について、その取扱いに用いる役務を提供する事業者（クラウド・ホスティング等）に中止のための措置を要請できる
- 特定電気通信による送信については、流通防止措置の要請も可能

課徴金・罰則

第148条の5ほか

- 重大な違反行為について課徴金制度が導入される（利得剥奪型の算定・リニエンシー）
- 悪質事案に対応するための刑事罰の強化が図られる

附帯決議（衆参 第11項） — 本調査の「今後の対応」と重なる

- オプトアウト届出事業者に対する監視・監督の徹底を求めている
- いわゆる闇名簿への流用等の重大な違反が判明した場合には、緊急命令・課徴金納付命令を速やかに発出することを求めている
- 本調査の「追加調査を行い、必要に応じて法に基づく権限行使も検討する」という結びは、この流れの中にある

第148条の3～第148条の17 — 利得を剥奪する設計

課徴金対象行為（第148条の3第1項・第2項）

- 違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される第三者への個人情報提供
- そのような第三者の求めに応じた個人情報の利用
- 法27条1項に違反する、本人の同意のない個人データの第三者提供
- 統計作成等の特例・AI関連特例に違反する目的外利用又は第三者提供
- 法20条1項に違反して取得した個人情報を利用する行為

対象外となる場合

- 違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合
- 対象となる本人の数が1,000人を超えないとき
- その他、個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるとき
- 安全管理措置義務違反一般は、課徴金対象行為の中心に置かれていない

算定・加算・減額と手続

対価要件

違反行為又は違反行為をやめることの対価として金銭その他の財産上の利益を得たこと

算定（148条の3）

得た利益に相当する額として政令で定める方法により算定。事業規模に応じた定率型ではなく、利得剥奪型

推計（148条の4）

報告・資料提出に応じない場合、規則で定める合理的な方法により推計できる

加算（148条の5）

過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合は1.5倍

減額（148条の6）

調査前の自主報告により50%を減額（リニエンシー）

手続（148条の8以下）

弁明の機会の付与等。行政手続法の適用除外を含む

課徴金だけではない — 刑事罰と体制整備の要請

罰則の強化

- 個人情報データベース等不正提供罪について、法定刑が引き上げられ、不正な利益を図る目的に加え、本人等に損害を加える目的での提供も処罰対象となる
- 欺罔・暴行・脅迫や、個人情報を保有する者の管理を害する行為による不正取得を新たに処罰対象とする
- 法人重科（個人情報データベース等不正提供・措置命令違反について1億円以下の罰金）

「相当の注意」を示す体制

- 課徴金の除外事由である「相当の注意を怠った者でない」ことは、事業者側が示す必要がある
- 1,000人を超える個人データを扱う案件を洗い出し、取得・利用・提供の各場面で適法性を確認した記録を残す
- 同意取得、又は同意以外の根拠による法的整理を行った経緯を文書化する

リニエンシーを前提とした社内規程

- 違反を発見した場合に、調査前の自主報告を選択できる意思決定ルートを定めておく
- 発見・報告・是正・本人対応の各段階の責任者と期限を規程化する
- 本人通知命令・公表命令にも即応できるよう、広報・IR部門と連携した体制を用意する

個人情報コンプライアンスは、法務部だけのテーマではない。停止請求、本人通知命令、課徴金リスクに即応できる体制を、経営レベルで用意しておく必要がある。

改正後は、データを受け取る側にも直接の義務が及ぶ



提供元からの確認に、真実で答える義務

第27条第8項・第186条第1号

オプトアウトでデータを買う際、提供元から自社の名称・住所・代表者氏名と利用目的を確認される。偽れば10万円以下の過料。営業・購買の担当者が回答する場面を想定した社内ルールが必要になる。

「答えられる利用目的」を先に整理する

第27条第7項の裏返し

提供元は、利用目的が事業内容と整合しなければ提供を断ることになる。曖昧な回答は取引が止まる理由になり得るため、購入するデータごとに利用目的を文書化しておく。

「個人を識別できないから規律外」は通らない

第2条第8項・第31条の2

住所・電話番号・メールアドレス・Cookie等を含む個人関連情報は「連絡可能個人関連情報」として、不適正利用と不正取得が禁止される。営業リストやスクレイピングデータの棚卸しが必要。

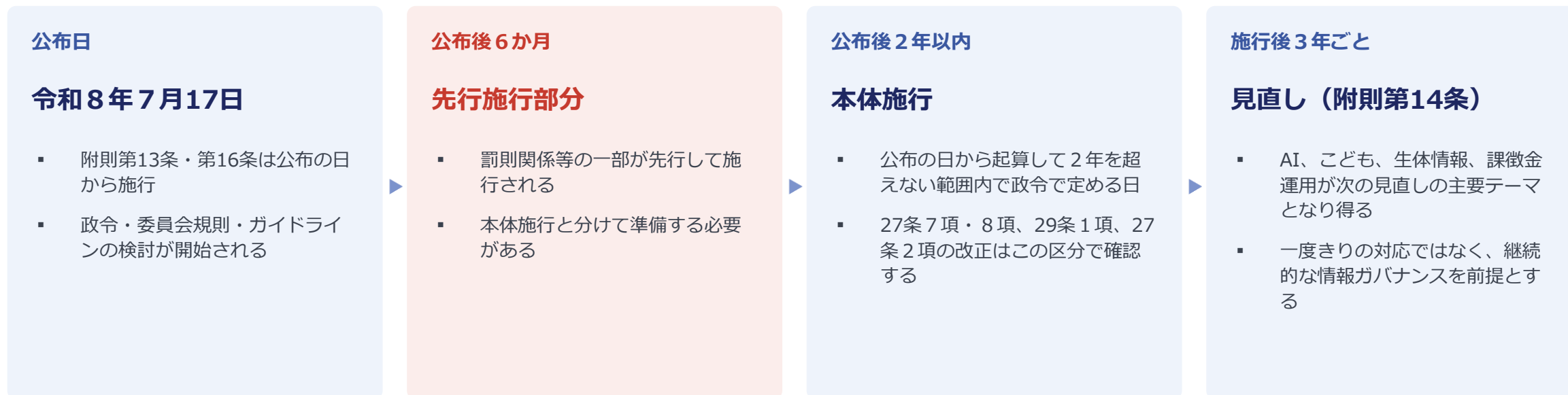
取引先が命令を受けた場合の波及

第148条・第148条の2

命令に従わない事業者について、その取扱いに用いる役務を提供する事業者に中止のための措置が要請され得る。データの調達先が執行対象となった場合、自社の業務にも影響が及ぶ。

提供側の改正として語られがちだが、リストを買う企業にとっては「回答体制」「利用目的の文書化」「調達先の点検」という三つの宿題になる。

「2年以内」だが、先行して動く部分がある



オプトアウト届出事業者の準備順序

- ① 施行日を待たずにできること：提供先の確認手順の文書化、利用目的の聴取の書面化、記録様式の整備、掲載場所・導線の見直し、停止済リストとの照合の組み込み
- ② 規則・ガイドラインの公表後に確定させること：確認方法の具体的手順、記録事項の様式、公開情報等の例外に該当することの立証方法
- ③ 経過措置は附則第2条から第12条までのほか政令で定められる。既存の届出内容・同意・通知の取扱い、政令を確認したうえで判断する

本調査の結果は、改正後はどう評価されるか

本調査で明らかになった実態	現行法での位置づけ	改正後の位置づけ
提供先の本人確認手続等 62.0%（未実施35.8%）	任意の実務	第27条第7項で確認が義務化
提供先の利用目的の確認 73.8%（未確認23.5%）	法19条の履行手段が乏しい	確認事項として第27条第7項に明記
記録様式等を提出できた事業者 67.4%	第29条第1項の記録義務	確認事項を含む記録に拡張
提供項目に顔画像等を挙げる回答	オプトアウト提供が可能	特定生体個人情報は第27条第2項で除外
公開情報のみを情報源とする回答（約9割）	—	全部が公開情報等なら確認義務の例外（要件の証跡が必要）
具体性を欠く回答・無回答	注意喚起・追加調査	命令の見直し・措置要請・課徴金・罰則強化

施行は公布から2年以内。政令・委員会規則・ガイドラインの整備を待つ部分はあるが、確認・記録・掲載・停止の運用は、いま整えておけばそのまま改正対応になる。

CONCLUSION

本調査を、どう読むか

1

制度の担い手が入れ替わりつつある

届出事業者は261者へ増加し、その中身はSaaS・医療データ・スタートアップ情報など、従来の「名簿屋」像では捉えきれない事業に広がっている。制度設計と実務の距離が広がっていることが、自由記述からも読み取れる。

2

問われているのは「確認の質」

受領時の確認は形式上100%、記録漏れも0件。それでも委員会が注意喚起を予告したのは、回答の具体性を欠く部分に着目しているため。手続の有無ではなく、何をどう確認したかを説明できるかが問われる。

3

次は追加調査、その先に改正法の施行

未回答74者、記録様式を提出できなかった61者は、次の局面で説明を求められ得る立場にある。加えて、令和8年改正により提供先の確認（27条7項）と記録（29条1項）は義務となり、特定生体個人情報オプトアウトの対象から外れる。いま整える運用が、そのまま施行対応になる。